

仕 様 書

広島市立リハビリテーション病院及び自立訓練施設（以下「病院等」という。）に寝具類を供給するため、受注者が所有する寝具類について、次のとおり定める。

1 寝具類の規格等

(1) 規格 次表のとおりとする。

品 目	使用生地	寸 法	摘 要	数
掛布団	ポリエステル80%、綿20%	160cm×210cm程度	ポリエステル 1.8kg程度	1
ベッドパット	ポリエステル80%、綿20%	100cm×210cm程度	ポリエステル 1.2kg程度	1
肌布団又は 毛布	ポリエステル80%、綿20% レーヨン100%	140cm×200cm程度	ポリエステル 0.8kg程度	1
包布	ポリエステル70%、綿30%	160cm×210cm程度	紐2か所付	6
シーツ	ポリエステル70%、綿30%	180cm×300cm程度	両端シシ止め	3
枕	ポリエステル80%、綿20%	30cm× 40cm程度	ポリプロピレンパイ 詰 1.0kg程度	1
枕カバー	綿100%	40cm× 60cm程度	簡袋一方開き	3

備考1 発注者から事前に承認を得た場合は、この表に示す規格と同等以上の規格の寝具類をもって代えることができる。
 2 この表に示す寸法の寝具類が適合しないベッド等については、当該ベッド等の幅に適合するものを用意するものとする。
 3 受注者は、納入前に、寝具類のサンプルを提出し、発注者の承認を得るものとする。

(2) 数量 166組 ((1)の表に定める数の品目一式をもって1組とする。また、166組の供給場所は次表のとおりとする。)

供給場所等	数	小計	合計	
リハビリテーション病院	病棟	100組	119組	166組
	中央処置室	1組		
	診察室3（外来）	1組		
	ADL室	1組		
	作業療法室（評価室1）	1組		
	当直室	2組		
	予備	13組		
自立訓練施設	居室	40組	47組	
	ADL室	1組		
	予備	6組		

(3) 付加品目 次表のとおりとする。

品 目	数量	使用生地	寸 法	摘 要		
枕	5	ポリエステル80%、 綿20%	30cm× 40cm 程度	ポリプロピレンパイ 詰1.0kg程度	・病院棟の作業療法室、理学療法室及びリハビリテーション室 (5)	発注者が指示する場所に適宜供給するものとする。
枕カバー	15	綿100%	40cm× 60cm 程度	簡袋一方開き		
防水シーツ	80	ポリウレタンメッシュ	100cm× 150cm 程度	全面防水型		

備考 (1)の表の備考1～3に同じ。

2 メンテナンスの方法等

(1) 洗濯方法

ア 医療法施行規則第9条の14に定める基準を満たす施設で洗濯すること。

イ 平成5年2月15日付け指第14号厚生省健康政策局指導課長通知の別添1に定める衛生基準に従い、寝具類を適正に処理すること。

(2) 洗濯回数等

ア 包布、シーツ、枕カバー及び防水シート 週1回以上とする。

ただし、当直室は日1回（土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び8月6日、12月29日から翌年1月3日までを除いた日）とする。

イ 掛布団、ベッドパット、肌布団、毛布及び枕 年1回以上とする。

ただし、病院棟（作業療法室及び理学療法室）の枕は、月1回以上とし、当直室の掛布団、ベッドパット、肌布団、毛布及び枕は週2回以上とする。

ウ 洗濯の都度、補修を行うものとし、汚損、破損が著しいときは、再製するものとする。

エ ア及びイに掲げる寝具類については、ア及びイの記載にかかわらず、これを就寝の用に供する利用者に変更が生じた場合には、その都度洗濯するものとする。

オ ア及びイの記載にかかわらず、汚染された寝具類は、汚染の都度洗濯するものとする。

(3) 受注者は、病院等の洗濯物と一般の洗濯物を区別して洗濯しなければならない。

(4) 感染の危険のある寝具類の取扱い

ア 受注者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第2項から第5項まで又は第7項に規定する感染症の病原体により汚染されている寝具類（そのおそれのあるものを含む。）については、病院等の病院施設で同法第29条の規定に基づいて定められた消毒方法により消毒された後に引渡しを受け、洗濯を行うものとする。

イ 受注者は、アに掲げる寝具類以外の寝具類で感染の危険のあるものについても、やむを得ない場合を除き、病院等の病院施設で消毒された後に引渡しを受け、洗濯を行うものとする。

ウ 発注者は、消毒前の感染の危険のある寝具類を例外的に受注者に引き渡す場合には、感染の危険のある寝具類である旨を表示の上、密閉した容器に収めて持ち出す等、他へ感染するおそれのないよう取り扱うものとする。

(5) 受注者は、清潔な寝具類と汚染された寝具類の保管・運搬を別々に行うものとし、保管・運搬に必要な保管庫及び容器・運搬車等は、受注者が設置するものとする。なお、これに係る費用は受注者の負担とし、保管庫等を設置する場所は発注者の許可を得ること。

(6) 受注者は、寝具類を納入する場合は、その都度、発注者の検査を受けなければならない。

(7) 発注者は、検査の結果、不合格品があった場合は、速やかに受注者に通知するものとし、受注者は、発注者から不合格の通知を受けた場合は、当該不合格品を速やかに処理し、再検査を受けなければならない。

(8) 受注者は、寝具類の洗濯、補修、設備、処理等について、発注者の調査に応じなければならない。

(9) 受注者は、次のとおり従業員をセンター内に従事させ業務を行うものとする。

ア 従事する日

土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び8月6日、12月29日から翌年1月3日までを除いた日に病院等内に従事させ業務を行うものとする。ただし、12月29日から翌年1月3日の間及びその前後の休日において、「2(2)ア」の業務等に支障が生じる恐れがある場合は予め発注者と協議して決めた日時に従事するものとする。

イ 従事者の配置

(ア) 各作業日の業務量に応じて、必要な人員配置をすること。

(イ) 午前8：30から12：00までは1名以上の従事者が常駐する体制とすること。

ウ 業務内容

(ア) 格納庫及びリネン庫並びに指定された場所への搬入出

(イ) 各ベッドの寝具類の交換及びベッドメイク（予備の19組及び自立訓練施設の41組を除く。）並びに病院棟の作業療法室及び理学療法室の枕カバーの取替え。

(ウ) 汚染された寝具類の処理（汚染の都度）

(エ) その他関連作業

(10) 受注者より発注者に納入する寝具類は、発注者が責任を持って保管するものとする。

(11) 受注者は、センター内における寝具類の保管については、発注者の設備を使用することができる。

(12) 受注者は、1の(2)の表に掲げる予備の寝具類に不足が生じたときは、別途、無償で予備の寝具類を用意するものとする。

3 留意事項

(1) 受注者は、あらかじめ発注者に対し、現場責任者及び発注者の施設において業務を行う従業員の名簿を報告するものとする。

(2) 従業員は、受注者の名入りの統一した衣服を着用するものとする。

(3) 受注者は、従業員に次の事項を遵守させるものとする。

ア 品位を保ち、入院患者等に対し不快感を与えるような言動をしないこと。

イ 節度あるきびきびした作業を行うものとし、だらだらした作業、話しながらの作業をしないこと。

ウ 指定された場所で休憩すること。

エ 作業の途中で休憩するときは、機具資材を1か所に整頓してから休憩すること。

(4) 受注者は、寝具類の洗濯、補修、運搬等に従事する従業員の健康管理に留意し、法令の定めるところにより、健康診断等を実施しなければならない。

(5) 寝具類の洗濯、再製及び補修、従業員の健康診断に係る費用、その他業務を行うために必要な経費については、受注者の負担とする。

(6) 広島市立病院機構委託契約約款第12条に定める委託業務実施報告書は月報とし、当月分を翌月

10日（3月分にあつては3月31日）までに発注者に提出するものとする。報告書には、日ごとの各従事者の従事時間帯と作業の実績を記載すること。

4 その他

この仕様書に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、発注者と受注者が協議して定める。